

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月26日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第28号

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鈴鹿市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	
第1章 <u>総則（第1条・第2条）</u>	
第2章 <u>災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</u>	
第3章 <u>災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）</u>	
第4章 <u>災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</u>	
第5章 <u>鈴鹿市災害弔慰金等支給審査会（第16条—第21条）</u>	
第6章 <u>委任（第22条）</u>	
附則	
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。） <u>及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づ</u>	第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。） <u>第3条、第8条及び第10条の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害に</u>

き、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## 第2条 削除

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）による被害を受けた当時市内に住所を有した者（以下この章及び次章において単に「市民」という。）が当該災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるとき

より精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時市内に住所を有した者であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民基本台帳に記録されていた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以

は、当該市民（以下「障害者」という。）  
に対し、災害障害見舞金の支給を行うもの  
とする。

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市長は、令第3条に規定する災害（  
以下この章において単に「災害」とい  
う。）により法第10条第1項各号に掲げる  
被害を受けた世帯の世帯主（当該被害を受  
けた当時市内に住所を有した者に限る。以  
下この章において同じ。）に対し、その生  
活の立て直しに資するため、災害援護資金  
の貸付けを行うものとする。

2 略

#### 第5章 鈴鹿市災害弔慰金等支給審査 会

（設置）

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰  
金及び災害障害見舞金の支給に関する事項  
を調査審議するため、鈴鹿市災害弔慰金等  
支給審査会（以下「審査会」という。）を  
置く。

（所掌事務）

第17条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に  
掲げる事項について調査審議する。

（1）災害弔慰金及び災害障害見舞金の支  
給に係る事実と災害との因果関係に関す  
る事項

（2）前号に掲げるもののほか、災害弔慰  
金及び災害障害見舞金の支給に関し必要  
な事項

下「障害者」という。）に対し、災害障害  
見舞金の支給を行うものとする。

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市長は、法第10条第1項に規定する  
災害により被害を受けた世帯の市民である  
世帯主に対し、その生活の立て直しに資す  
るため、災害援護資金の貸付けを行うもの  
とする。

2 略

(組織)

第18条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第20条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

<p><u>ところによる。</u></p> <p>4 <u>会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p>5 <u>審査会の会議は、非公開とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 略</p> <p>第22条 略</p>	<p style="text-align: center;">第5章 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(規則への委任)</u></p> <p>第16条 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第18条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
非常勤職員の 区分	報酬の額	非常勤職員の 区分	報酬の額
(1)～(23) 略	略	(1)～(23) 略	略
(24) 略	略	(24) 略	略
(25) <u>鈴鹿市 災害弔慰金</u>	<u>日額23,600円</u>		

<u>等支給審査 会委員</u>			
<u>(26) ~ (31)</u> 略	略	<u>(25) ~ (30)</u> 略	略